

平成27年5月22日策定

平成28年8月15日改正

東京都まちづくり等貢献型サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助に係る 日野市が事業者を求める整備基準

東京都まちづくり等貢献型サービス付き高齢者向け住宅事業整備事業補助金交付要綱（平成28年3月29日27都市住民第1598号）の第5（区市町村の関与）に基づき、日野市が事業者を求める基準については、次のとおりとする。

- 1 新設するサービス付き高齢者向け住宅（以下、サ高住）の入居者は、日野市内に住所を有する者とする。
- 2 サ高住の供給戸数及び併設する地域密着型サービスのそれぞれについて、新設後のサービス供給量が第2期日野市高齢者福祉総合計画の目標値を超えないこと。
- 3 (1)日野市まちづくり条例（平成18年条例第7号）を遵守して、開発事業の手続きに基づき近隣説明を行うこと。
(2)同一建物又は敷地内に、市内で特に不足しているか又は先進的であると市が認める介護・医療一体型などの地域密着型サービスを併設すること。
ただし、当該サ高住が、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所として指定される場合には、更なる地域密着型サービス事業の併設を必要としない。
- 4 建築基準法その他の法令及び日野市まちづくり条例その他の規程を遵守すること。
- 5 新設されるサ高住及び併設する地域密着型サービスにおいて良質なサービスを継続して安定的に提供し得る経営体力を有し、それを担保すること。